

## 志段味東学童保育所 運営規程

### (事業の目的)

第1条 志段味東学童保育所（以下「事業者」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業者は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として放課後児童健全育成事業における支援を行うものとする。

2 事業者は、利用している児童（以下「利用者」という。）の人権に十分配慮するとともに、国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取り扱いをすることがないように配慮し、一人一人の人格を尊重して、その運営を行うものとする。

3 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努める。

4 事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努める。

5 事業者は、利用者の使用する設備、食器等について、常に衛生的な管理に努めるとともに、必要な医薬品その他の医療品を備えるなど、衛生上必要な措置を講ずる。

6 前5項のほか、事業者は、法、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）及び名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第60号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 放課後児童健全育成事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 志段味東学童保育所

(2) 所在地 名古屋市守山区上志段味中屋敷1458-1

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 放課後児童支援員2名以上

放課後児童支援員は、おおむね次の業務を行う。

ア 利用者の健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。

イ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。

ウ 利用者が宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。

エ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。

オ 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。

カ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。

キ その他放課後等における利用者の健全育成上必要な活動を行うこと。

(2) 補助員 若干名

補助員は、放課後児童支援員が行う業務を補助する。

(開所日及び開所時間)

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日

月曜日から土曜日までとする。

ただし、日曜日、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 開所時間

ア 小学校の授業日

1 3時00分から19時35分まで

イ 小学校の授業の休業日（土曜日を除く。）

7時30分から19時35分まで

ウ 土曜日

7時30分から19時35分まで

2 事業者は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず臨時に、開所日に閉所し、若しくは開所日以外の日を開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ、保護者に周知するものとする。

（支援の内容）

第6条 事業所で行う支援の内容は、次のとおりとする。

（1）安全指導

（2）健康管理・衛生管理

（3）遊びの指導

（4）学び（学習）の機会の確保

（5）生活指導（基本的な生活習慣の習得の指導等）

（6）保護者に対する子育て支援

（7）その他放課後等における児童の健全育成上必要な支援

（保護者が支払うべき額等）

第7条 事業者が保護者から徴収する額（以下「保護者負担額」という。）は、次のとおりとする。

（1）入所金

ア 入所する利用者1名につき10,000円とし、当該月の保育料と共に納付する。

イ 再入所についても前記アと同様とし、再入所する月の保育料と共に納付する。

ウ 入所金は返還しない。

（2）保育料

ア 利用者1名につき月額下表のとおりとする。

イ 複数減免について

同一家庭に利用者が2名以上いる場合、1番上を除く利用者の月額を

下表のとおり減免する。

ウ ひとり親減免について

ひとり親家庭の場合、及び退職や休職等のやむをえない事情により両親のどちらかが就労していない場合、利用者1名につき月額を下表のとおり減免する。

エ ひとり親・複数減免について

前記イ、ウ共に該当する場合、利用者1名につき月額を下表のとおり減免する。

(単位：円)

学年	通常	複数減免	ひとり親減免	ひとり親複数減免
1～3年	18,000	14,000	11,000	9,000
4年	11,000	9,000	7,000	6,000
5年	10,000	8,000	6,000	5,000
6年	8,000	6,000	5,000	4,000

※通常の80% ※通常の60% ※通常の50%

オ 途中入所について

利用者1名につき当該月額を次のとおりとする。

入所日	当該月の1日～15日	当該月の16日～末日
保育料	全額	半額

カ 休所について

傷病等のやむをえない事情により1ヶ月以上休所する場合、当該月額を次のとおりとする。

休所日数	当該月の半月以上	当該月の半月未満
保育料	半額	全額

当該月の半月とは、当該月の開所日数の半分とする。(土曜日は開所日数に含む)

開所日数が割りきれない場合、端数は切り上げとする。

なお、休所する場合、速やかに事業者へ連絡し承認を受ける。

キ 特別休所について

利用者の心身の状況から学童の通常利用が困難な場合、診断書などの客観的資料を事業者へ提出する。事業者は、連続的な休所でなくとも、利用回数に応じて通常の休所と同等の減免を検討することができる。なお、特別休所が認められた場合、速やかに特別休所届を事業者へ提出するとともに、特別休所が不要になった場合は、速やかに特別休所届を取り下げる。

ク 年度途中の退所について

原則、退所は3月末のみとする。

万が一、年度途中で退所する場合、退所月の前月までに事業者へ連絡し承認を受けることとする。保育料は退所月の翌月まで納付する。

ケ 仮入所について

新年度入所前の保育を仮入所とする。ただし、以下の条件を了承すること。

- ・利用日時は通常開所時間の範囲とする。
- ・受け入れが困難な場合は対応できないこともある。
- ・保育料は利用者1名につき日額1,500円とする。
- ・個人で保険に加入する。
- ・保育中に起きた事故・怪我に対して事業者や職員は責任を負わない。

(3) その他の保護者負担額

ア 1利用者につき月額教材費200円・月額おやつ代1,300円とする。

休所中の扱いは保育料に準ずる。休所日数が当該月の半月以上であれば半額。半月未満であれば全額とする。

イ 前期・後期一時金

春・夏・冬の長時間保育に対する措置として、1家庭につき下表のとおりとする。

前期は7月1日在籍の世帯が、後期は12月1日在籍の世帯がそれぞれ7月と12月の保育料と共に納付する。

両親共に就労している家庭	各 20,000円
ひとり親	各 10,000円

ウ 延長保育料

18時31分～19時35分までとし、1世帯15分100円とする。

エ 傷害保険料

利用者1名につき年額800円とする。原則、保育料から納付する。

オ 昼食費

利用者1名につき1食350円とする。

カ 行事等の参加費

お出かけ時の交通費・入場料など実費とする。

キ 積立金

建物の修繕・移転、育成会の分割、支援単位の増設などに備え、利用者1名につき定められた額を納付する。金額については別途、積立金に関する確認書に規定する。

2 前項に規定する保護者負担額その他、支援の内容により、実費を徴収することがある。この場合、あらかじめ、保護者に対し、支援の内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

3 保護者負担額及び前項の実費は、原則として口座振替により納付するものとする。期日及び納付先は次のとおりとする。

(1) 期日及び納付先

ア 自動振替による納付の場合、当月20日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）を振替日とする。

イ 自動振替によらない場合は、当月25日までに以下の口座へ納付する。  
東濃信金志段味支店（普通）0862571「志段味東学童保育所 代表者 ○○○○」

4 保護者負担額及び第2項の実費の納付を受け、当該費用を納付した保護者から申請を受けた場合、当該費用にかかる領収書を交付するものとする。

（利用定員）

第8条 事業所の利用定員は、30名とする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、原則として、志段味東小学校区、上志段味小学校区とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者及びその保護者は、事業の利用に当たっては、次に掲げる内容に留意するものとする。

- (1) 利用者が欠席する場合には、利用者の保護者は電話その他の連絡方法により保育所・職員に届け出る。
- (2) 事業所周辺地域へ迷惑となるような運転や夜間の話声など騒音等にならないよう配慮する。
- (3) すべての保護者による父母の会を組織し事業所を運営するため、積極的に参加する。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第11条 緊急時及び事故発生時において、事業者は、別に定める方法により適切に対応するものとする。

- 2 支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、保険金の範囲内で損害を賠償するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、非常災害時の関係機関への通報及び保護者等との連絡体制を整備するとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた避難、救出その他必要な訓練等を、少なくとも毎月1回は行うものとする。

(苦情解決)

第13条 事業者は、提供した支援に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を父母の会副会長とするとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、提供した支援に関し、法第34条の8の3第1項の規定により市長が求める報告、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運

営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力するものとする。運営適正化委員会の所在地は名古屋市東区白壁1-50  
電話 052-212-5515

(個人情報保護)

第14条 事業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、正当な理由が無い限り、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業者は、次の場合において個人情報を使用することができる。ただし、この場合にあっても必要に応じて利用者個人を特定できないように仮名等を使用するなどの配慮を行うものとする。

(1) 家族への心身の状況説明、保育や業務の維持改善のための基礎資料、事業の管理運営業務、保険などに係る相談届け出、法に定められた届け出や統計に使用する場合

(2) 保育の質の向上のための学会、研究会、研修等での事例研究発表等において使用する場合。なお、この場合は予め本人もしくは保護者又は身元引受人に承諾を得た後に使用する。

(3) 利用者が学童保育所を移る際に、円滑な引継などを必要とした場合。なお、この場合は予め本人もしくは保護者又は身元引受人に承諾を得た後に使用する。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(運営委員会)



第16条 事業者の運営主体は志段味東留守家庭児童育成会運営委員会（以下「委員会」という。）である。

2 委員会の委員の組織・構成、委員の業務などは、別途、留守家庭児童育成会運営委員会規程準則に定める。

（父母の会）

第17条 事業所のより良い保育環境を維持するため、また保育所の適正な運営を期すため、父母の会（以下「本会」という。）を設置する。

2 本会は、原則として、全ての利用者の保護者（各世帯1名）が参加するものとし、協力して事業の運営に努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第18条 事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間、保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の職員の代表者との協議に基づき、必要に応じ運営委員会に諮ったうえで定めるものとする。

（規程の改廃等）

第19条 この規程の改廃の他、規程に記載されていないこと及び、規程を適用することが適当でないと判断される場合は、事業者と職員の代表者で協議し、必要に応じ運営委員会に諮ったうえで保護者に対しその内容について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年2月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年2月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。